

JAEAからの要求事項に対する回答

番号	分類	意見	回答
1	保安規定変更認可申請（使用施設・研開炉施設以外）	長期施設管理方針に係る保安規定変更認可手続きについて、発電用原子炉施設の場合は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において経年劣化に関する技術的な評価の結果等に関する書類の添付の要求がある（第92条第2項）が、試験炉施設等においては同様の規則要求がないため、保安規定に経年劣化に関する技術的な評価の結果等の添付について不要ではないかと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉においては、実用炉規則第92条第2項第2号の規定において、「保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、長期施設管理方針を策定又は変更しようとする場合にあっては、（経年劣化に関する技術的な）評価の結果又は見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない」ことを規定している。 ・一方、試験炉においては、同様の規定を試験炉規則では定めていないが、「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準」（原規研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））において、「試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類が添付されていること。」を求めている。 ・よって、上記審査基準に基づき、申請書の補足説明資料として、経年劣化に関する技術的な評価の結果又は見直しの結果を提出することを求めている。
2	変更許可申請等全般	各事業許可等の変更申請について「必要な技術的能力に関する説明書」を添付することになっているが、明確な良否の基準がないとの認識である。添付の必要性について検討の余地があると考ええる。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力に係る審査においては、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）に適合していることを確認している。審査指針においては、「要件」を定めており、例えば「要件」のひとつとして、「事業者において、設計及び工事を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。」を定めていることから、技術的能力に係る「明確な良否の基準」は存在するものと認識。 ・技術的能力に係る基準適合性の確認にあっては、試験炉規則第1条の3第2項の規定に基づき「試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書」をもって確認していることから、当該説明書の添付は必要であるが、意見のうち、「添付の必要性について検討の余地があると考ええる」の具体の点については、今後実施予定の意見交換会の場で議論させていただきたい。
3	使用変更許可申請	新規基準施行（H25.12）以降、令41条非該当施設の使用変更許可申請について、許可基準への適合性に係る説明資料の添付を求めている。しかし、新規基準施行以前は令41条非該当施設に対しては安全対策書・障害対策書の添付の要求がなかった。許可基準と安全対策書・障害対策書に記載する事項は重複している点が多いため、旧法令からの連続性を考慮すると、令41条非該当施設に対して許可基準への適合性に係る説明資料を添付することについて、検討の余地があると考ええる。	<ul style="list-style-type: none"> ・許可基準規則への適合性に係る説明資料の添付は、使用規則に基づく要求事項であり、添付することは必要。ただし、安全対策書及び障害対策書に記載されていた内容を許可基準規則への適合性に係る説明資料に転記のうえ整理することで、安全対策書及び障害対策書は合理化できるものと考ええる。
4	使用変更許可申請	設備の解体・撤去に係る使用変更許可申請において、解体・撤去に係る工事の方法を添付している。一方で、許可の要求としてはハード要求であると理解しており、許可基準及びその解釈において、解体・撤去の工事の方法に対する直接的な要求は存記載されていないという認識である。解体・撤去に係る工事の方法を申請書に添付することについて、検討の余地があると考ええる。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用設備の解体・撤去に係る使用変更許可申請における要求事項として、解体・撤去に係る工事の方法の説明書を添付することは、現時点では法令上明確に位置付けられているものではなく、行政指導として説明書の添付を依頼しているものと認識。使用施設等の一部廃止に関する手続きについては、今後、必要な記載内容の明確化に加え、使用施設等の廃止措置制度に関する検討等も含め、適切に運用できるよう検討してまいりたい。
5	申請全般（効率的・合理的な規制手続のための要望）	審査に必要となる基準適合との整理表等の説明資料について、面談資料として提示させて頂いている。これらの資料の取扱いや記載すべき事項に関して、法令・ガイド等により明確にすることで、規制側－被規制側の共通認識が得られ、効率的な審査が期待されると考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・審査に必要となる基準適合との整理表等の説明資料の記載すべき事項等については、今後整備予定の事例集等により、その内容の明確化を図ってまいりたい。
6	申請全般（効率的・合理的な規制手続のための要望）	変更許可申請や保安規定変更申請の補正について、新旧対照表の形式で補正箇所以外も全て記載して提出している。申請によっては数百ページのうち補正箇所が10ページ程度となるものがあるが、その場合でも数百ページ分の申請書を提出している。補正の影響がない場合、補正箇所のみ提出とできないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補正箇所のみ新旧対照表で原則は問題はないが、審査において、補正箇所を反映した上で申請内容全体を確認する必要があることから、「既許認可の内容」と「申請（補正含む）の内容」の新旧対照表等、申請の全体が把握できるものを参考資料として求める場合があり得ることから、一部補正書の提出の際に担当審査官と個別に相談させていただきたい。

7	申請全般（効率的・合理的な規制手続のための要望）	<p>変更許可申請や保安規定変更申請は現状、紙での申請となっているが、デジタルデータによる申請を認めて頂きたい。また、紙による申請の場合でも、変更許可申請等では正本と写しの提出が求められているが、押印省略の場合、正本と写しに相違がないため、正本1通のみの提出とすることはできないか。機構では、原則、申請書類の押印は省略している。</p>	<p>・電子申請の方法についてシステム整備含めた検討を庁内で進めているところであり、具体的な検討結果が明らかになった段階で改めてその内容について、意見交換会の場等を通じて説明する。紙による申請書の申請部数については、関係行政機関への連絡等、必要に応じて申請部数を定めるため、関連規則に定められた部数で申請をお願いしたい。</p>
---	--------------------------	--	--